

奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規程

〔 制 定 平成28年 2月22日
最近改正 令和 4年 4月 1日 〕

(目的)

第1条 この規程は、奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程第24条の規定に基づき、奈良学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為が生じた場合の適切な措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。

2 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

3 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたる過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

4 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

5 この規程において「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

6 この規程において「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

7 この規程において「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

8 この規程において「その他不適切な行為」とは、研究活動又はその成果発表の過程における不適切なオーサiership、二重投稿等の研究倫理に反する行為等、前各項に規定する行為に類する行為をいう。

(告発等の通報受付体制)

第3条 本学の研究活動における公的研究費の不正使用及び特定不正行為等に関する通報、告発及び通報等に関する相談（通報等までに至らない段階の相談をいう。以下「告発等」という。）に対応するため、受付窓口を次のとおり置く。

(1) 担当者 コンプライアンス推進責任者

(2) 場所 1号館1階 事務局長室

(3) 住所 〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目-15-1

(4) 連絡先 Tel 0742-95-9800 Fax0742-95-9850

E-Mail kokuhatu@naragakuen-u.jp

2 告発等の受付、調査及び事実確認（以下「調査」という。）の担当者は、自己が関与する事案には関与できないものとする。

3 最高管理責任者は、告発等の受付責任者としてコンプライアンス推進責任者、調査責任者として統括管理責任者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営するものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、告発等があった場合、迅速かつ確実に統括管理責任者に報告し

なければならない。

- 5 告発等の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者へ速やかに連絡しなければならない。
(告発等の取扱い)
- 第4条 告発等は、前条第1項の受付窓口に対し、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの手段を通じて、直接行うものとする。
- 2 告発等は、原則として顕名により行われ、申立書(別紙様式第1号)又は次の各号に掲げる事項が示されているもののみ受け付けるものとする。ただし、内容に不備がある場合は、告発者に対して再提出を指示することができるものとする。
 - (1) 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等を行ったとする研究者名又はグループ名
 - (2) 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の態様等、事案の内容
 - (3) 不正とする科学的合理的理由
 - 3 前項に関わらず、匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、最高管理責任者は、実名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。
 - 4 最高管理責任者は、本学が調査を行うべき機関に該当しないと判断したときは、調査機関に該当する研究機関等に当該告発等を回付するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、本学に告発等があった場合に加え、他にも調査を行う研究・配分機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発等について通知するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、書面による告発等により受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、告発者(第3項の場合の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は実名による告発者として取り扱う)に対して、受け付けたことを通知するものとする。
 - 7 研究者に係る公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の告発等があった場合は、原則として、告発等された事案の調査を行うものとする。
 - 8 最高管理責任者は、告発等までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、告発等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発等の意思があるか否か確認するものとする。
 - 9 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われようとしている、及び公的研究費の不正使用又は特定不正行為等を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に指導又は警告を行うものとする。
(告発者・被告発者の取扱い)
- 第5条 最高管理責任者は、告発等を受け付ける場合、個室で面談を行うほか、電話や電子メールなどで行い、窓口の担当職員以外は見聞きできないようにするなど、告発等の内容や第4条第8項における相談者を含む告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 2 最高管理責任者は、受付窓口に寄せられた告発等の内容(告発者、被告発者、告発内容及び調査内容)について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当該人の了解は不要とするものとする。
 - 4 最高管理責任者は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究活動を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思(以下「悪意」という。)に基づく告発等を防止するため、次の各号に掲げる事項をあらかじめ学外に周知するものとする。
 - (1) 告発等は、原則、実名によるもののみ受け付けること

- (2) 告発等には、不正とする科学的合理的理由を示すことが必要であること
- (3) 告発者には、調査に協力を求める場合があること
- (4) 調査の結果、悪意に基づく告発等であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること

- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等したことを理由に告発者に対し、解雇、降格、減給等その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止してはならない。
- 7 最高管理責任者は、前項の告発等がなされたことのみをもって、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(告発等の受付によらないものの取扱い)

第6条 最高管理責任者は、告発等の意思を明示しない相談について、告発等の意思表示がなされていない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 最高管理責任者は、会計検査院等の外部機関、学会等の科学コミュニティ及び報道等により公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の疑いが指摘された場合は、告発等があった場合に準じて取扱うものとする。
- 3 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の疑いがインターネット上に掲載されている（研究者・グループ、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が明示されている場合に限る）ことを本学が確認した場合、告発等があった場合に準じて取り扱うものとする。

(調査を行う機関)

第7条 最高管理責任者は、本学に所属する者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発等があった場合、必要に応じ研究活動が行われた研究機関と合同で、告発等された事案の調査を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、他の研究機関及び学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上で協力を求めることができる。

(予備調査)

第8条 最高管理責任者は、告発等を受け付けた場合は、速やかに次の各号に掲げる事項について予備調査を行うものとする。

- (1) 告発等された行為が行われた可能性
 - (2) 告発等の際、示された科学的合理的理由の論理性
 - (3) 告発等された研究活動の公表から告発等までの期間が、生データ、実験・観察ノート又は実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は本学が定める保存期間を超えるか否か
 - (4) 告発等の内容の合理性、調査の可能性
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）に予備調査に当たらせることができるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、告発等を受け付けた後、30日以内に本調査を行うか否か決定し、当該調査の可否を公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知

するものとする。ただし、予備調査に係る資料等は保存し、その事案に係る配分機関等又は告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の通知・報告)

第9条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めるものとする。

2 告発等された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者又は被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮するものとする。

3 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨を通知するものとする。

4 最高管理責任者は、本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始するものとする。

(調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、本調査が必要と判断した場合は、外部有識者を含む調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、公的研究費の不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 調査委員会は、調査委員会の委員(以下「委員」という。)の半数以上が外部有識者で構成されなければならない。ただし、公的研究費の不正使用に関する場合は、この限りではない。

3 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、不正行為を指摘された研究活動が論文のとりの成果を得ることにより特許又は技術移転等に利害があるなど)を有しない者でなければならない。

4 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に示すものとする。ただし、告発者及び被告発者に異議がある場合は、7日以内に異議申立てをすることができるものとする。

5 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

6 調査委員会は、最高管理責任者の下に置く。

7 調査委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 研究倫理教育責任者

(4) 最高管理責任者が必要と認め委嘱した当該研究分野の研究者 若干名(公的研究費の不正使用に関する場合を除く)

(5) 最高管理責任者が必要と認め委嘱した当該研究分野の研究者であって本学に属さない者 若干名

(6) 学校法人奈良学園監査室長(公的研究費の不正使用に関する調査の場合)

(7) 法人本部事務局総務部長

(8) 法人本部事務局財務部長(公的研究費の不正使用に関する調査の場合)

(9) その他最高管理責任者が必要と認め委嘱した者

8 第7項第1号及び3号の委員の任期は、その職にある期間とし、異動が生じた場合、後任者が委員を引き継ぐものとする。

9 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者がその任にあたる。

10 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(1) 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(2) 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決

するところによる。

- 1 1 統括管理責任者に支障のあるときは、予め統括管理責任者が指名した委員が委員長の職務を代行する。
- 1 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、その報告又は意見を聴くことができる。
- 1 3 その他調査委員会の運営に関する必要な事項は、調査委員会の議を経て統括管理責任者がこれを定める。
- 1 4 調査委員会の事務は、事務局法人本部事務局総務部総務課においてこれを行う。

(本調査の方法・権限)

第11条 本調査は、次の各項に基づき実施するものとする。ただし、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。

- 2 公的研究費の不正使用の場合は、告発等指摘された当該事項に係る精査を行う。
- 3 特定不正行為等の場合は、次の各号に掲げる事項について調査する。
 - (1) 告発等指摘された当該研究活動に係る論文、実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査
 - (2) 関係者のヒアリング
 - (3) 再実験の要請
- 4 告発等された特定不正行為等が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下これを行うものとする。
- 5 最高管理責任者は、第2項、第3項から第4項に関して、調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知するものとする。ただし、告発者及び被告発者などの関係者は、この調査権限に基づく調査委員会の本調査に対し、誠実に協力するものとする。
- 6 最高管理責任者は、本学以外の機関において調査がなされる場合、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等及び文部科学省に報告、協議を行うとともに当該機関に協力を要請するものとする。

(本調査対象となる研究活動)

第12条 本調査の対象には、告発等に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により本調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができるものとする。

(証拠保全)

第13条 最高管理責任者は、本調査に当たって、次の各号に掲げる告発等に係る研究活動に関する事項について措置するものとする。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

- (1) 証拠となるような資料等の保全
- (2) 研究機関が本学以外の研究機関の場合、当該研究機関に対し、証拠となるような資料等の保全の要請

(調査の中間報告)

第14条 最高管理責任者は、告発等に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等及び文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、進捗状況報告及び本調査の中間報告を、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り当該配分機関等及び文部科学省に提出するものとする。

(調査における研究活動等の情報保護)

第15条 最高管理責任者は、本調査に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究活動又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

(認定)

第16条 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたか否か、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定された場合は、その内容、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等に関与した者とその関与の度合い、公的研究費の不正使用の相当額等、特定不正行為等と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。

2 調査委員会は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。ただし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項又は第2項について認定を終了したときは、調査委員会は速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の疑義への説明責任)

第17条 被告発者は、調査委員会の調査において、告発等に係る疑惑を晴らそうとする場合には、次の各号に掲げる事項について科学的根拠を示して説明しなければならない。

- (1) 適切に公的研究費を使用したこと
- (2) 自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと
- (3) 論文等が前号に基づいて適切な表現で書かれたこと

(公的研究費の不正使用又は特定不正行為等か否かの認定)

第18条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について総合的（故意性を含む）に判断して、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等か否かの認定を行うものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定してはならない。

- (1) 前条第1項により被告発者が行う説明
 - (2) 調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠
- 2 被告発者が自己の説明によって、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定するものとする。
- 3 被告発者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とするものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- 4 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによる場合についても同様とする。
- 5 前項の説明責任の程度及び前項の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じて、調査委員会が判断するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第19条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者と被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用又は特定不正行為等に関与したと認定された者（以下「被告発者」という。）に通知するものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査の結果を報告し、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書を提出するものとする。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等及び文部科学

省に行うものとする。

- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発等との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第20条 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定された被告発者は、30日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

- 2 告発等が悪意に基づくものと認定された被告発者は、その認定について前項により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、最高管理責任者は、委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。ただし、最高管理責任者が当該不服申し立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

(再調査の有無)

第21条 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

- 2 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知するものとする。ただし、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし及び認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができるものとする。
- 3 不服申立てについて、再調査を決定した場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。ただし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、その場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、被告発者から公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともに、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。ただし、不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときは、同様とする。

(再調査)

第22条 調査委員会は再調査を開始した場合、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関、告発者、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発等と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、被告発者が所属する機関、被告発者に通知するとともに、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 4 調査委員会は、前項の不服申立てについて30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の審査の結果を告発者、告発者が所属する機関、被告発者及び当該事案に係る研究活動に対する資金を配分した機関に通知するとともに、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

(調査等の依頼)

第23条 調査が継続中であっても、資金配分機関等から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めがあった場合は、これに応じなければならない。ただし、調査に支障がある等、正当な事由がある場合には、これを拒むことができるものとする。

(結果の公表)

第24条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたとの認定があった場合は、速やかに次の各号に掲げる調査結果を公表するものとする。

- (1) 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等に関与した者の氏名・所属
- (2) 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の内容
- (3) 調査機関が公表時までに行った措置の内容
- (4) 委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順等

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次の各号に掲げる調査結果を公表するものとする。

- (1) 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む）
- (2) 被告発者の氏名・所属
- (3) 委員の氏名・所属
- (4) 調査の方法・手順等
- (5) 悪意に基づく告発等の認定があったときは、告発者の氏名・所属

(告発者及び被告発者に対する措置)

第25条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、若しくは認定から配分機関等による措置等がなされるまでの間、告発等された研究活動に係る研究費の支出を停止するものとする。

(公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたと認定された場合の緊急措置等)

第26条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたとの認定があった場合、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等の指示に従うものとする。

2 最高管理責任者は、所属する被認定者等に対し、学校法人奈良学園就業規則等（以下「就業規則等」という。）に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為等と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(告発等が悪意と認定された場合の措置)

第27条 最高管理責任者は、告発等が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に属する者であるときは、当該者に対し就業規則等に基づき適切な処置を行う。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 この規程中の文部科学省への報告については、「公的研究費」に関する調査の場合とし、これ以外の競争的資金等に関する場合は、必要に応じて報告するものとする。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、大学評議会においてこれを行う。

附 則

この規程は平成28年2月22日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関する申立書

コンプライアンス推進責任者 殿

所 属 _____

役 職 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 (_____) _____

E-mail _____

「奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規程」第4条に基づき、公的研究費の不正使用及び特定不正行為等に関して下記のとおり申し立てます。

1. 被申立者	所属	
	職名	
	氏名（ふりがな）	
2. 発生時期等	時期	平成 年 月 日
	場所	
3. 申立内容 （該当項目に チェック）	<input type="checkbox"/> 捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
	<input type="checkbox"/> 改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
	<input type="checkbox"/> 盗用	他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
	<input type="checkbox"/> その他不適切な行為	研究活動又はその成果発表の過程における不適切なオーサーシップ、二重投稿等の研究倫理に反する行為等、上記行為に類する行為
	<input type="checkbox"/> その他	

4. 研究資金 (該当項目に チェック)	外部資金 (相手方機関名、種目名等を記入してください)) <input type="checkbox"/> 科学研究費助成事業 () <input type="checkbox"/> 競争的資金 () <input type="checkbox"/> 寄附金 () <input type="checkbox"/> 受託研究費 () <input type="checkbox"/> 共同研究費 () <input type="checkbox"/> その他の経費 ()		
5. 疑義の要点	(科学的合理的理由等に基づき記入してください。)		
6. 関係資料	番号	資料名	
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
7. その他			
最高管理責任者	統括管理責任者 (調査責任者)	コンプライアンス 推進責任者 (受付責任者)	*この欄は記入しないでください。
<p style="text-align: right;">受理日 平成 年 月 日</p> <p>奈良学園大学 受付者 (職名・氏名) _____</p>			